路線名
四　号　栃木県下都賀郡野木町大字野木字宿二〇二九番一から同町大字野木字宿二〇七一番一まで
供用開始の区間　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所
図面縦覧場所
供用開始の期日　平成三十年三月二十七日

○関東地方整備局告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名　一般国道　四号
占用を制限する区域　栃木県下都賀郡野木町大字野木字宿二〇二番一から同町大字野木字宿二〇七一番一まで
図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所
二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月二十八日

○中部地方整備局告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十七日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年中部地方整備局告示第百四号名古屋都市計画道路事業
三・二・二百六十二号名古屋津島線
三　事業施行期間　自平成十六年六月二十五日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十七日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　岐阜県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年中部地方整備局告示第百三十八号岐阜都市計画道路事業三・三・四十一号長良糸貫線
三　事業施行期間　自平成二十三年十一月二日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十七日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　岐阜県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年中部地方整備局告示第百五十七号岐阜都市計画道路事業三・三・二十号岐阜駅城田寺線
三　事業施行期間　自平成二十四年九月十二日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十七日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　岐阜県
二　都市計画事業の種類及び名称　各務原都市計画道路事業三・三・十八号犬山東町線バイパス
三　事業施行期間　自平成三十年三月二十七日至平成三十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　岐阜県各務原市鵜沼南町一丁目、三丁目及び六丁目地内
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百六十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大津市唐崎一丁目字北朧池五二五番二七地先から同市際川四丁目字朧池三七九番六まで	前	一〇・八九～一二・二〇メートル	一四七キロメートル
	後	一二・六四～一六・六三	一四七
大津市柳が崎字立原五三番四地先から同市柳が崎字柳ノ間一六一番まで	前	一三・九〇～一九・〇三	〇〇・三一四
	後	一四・六四～二四・〇九	〇〇・三一四
大津市浜大津一丁目六番二から同市中央一丁目一一五番一地先まで	前	一七・五二～一八・一九	〇〇・一〇四
	後	一九・五七～二〇・一八	〇〇・一〇四

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人